

公所長（出先機関）への執行委任額の変更に伴う制度改正について

令和2年1月
茨城県土木部

茨城県土木部では、県財務規則が改正され、公所長（出先機関）への執行委任額が変更となったことから、下記のとおり、制度を改正しておりますので、お知らせいたします。

◎ 建設工事

① 発注機関の変更

（ただし、出先機関に執行委任されていない工事は除く。）

発注機関	改正	現行
出先機関発注	<u>1.5</u> 億円未満	<u>1</u> 億円未満
本庁発注	<u>1.5</u> 億円以上	<u>1</u> 億円以上

② 低入札調査基準価格及び最低制限価格の適用範囲の変更

区分	改正	現行
低入札調査 基準価格	<u>1.5</u> 億円以上又は 総合評価方式	<u>1</u> 億円以上又は 総合評価方式
最低制限価格	250万円超 <u>1.5</u> 億円未満 (総合評価方式を除く)	250万円超 <u>1</u> 億円未満 (総合評価方式を除く)

◎ 委託

③ 設計業務における発注機関の変更

（ただし、出先機関に執行委任されていない設計業務は除く。）

発注機関	改正	現行
出先機関発注	<u>3,000</u> 万円未満	<u>1,500</u> 万円未満
本庁発注	<u>3,000</u> 万円以上	<u>1,500</u> 万円以上

④ 低入札調査基準価格及び最低制限価格の適用範囲の変更

区分	改正	現行
低入札調査 基準価格	<u>3,000</u> 万円以上 又は総合評価方式	<u>1,500</u> 万円以上 又は総合評価方式
最低制限価格	100万円超 <u>3,000</u> 万円未満 (総合評価方式を除く)	100万円超 <u>1,500</u> 万円未満 (総合評価方式を除く)

※上記の表における金額については、請負に付する額となります。

※建設工事は1月1日以降に起工決議をした工事、委託は1月7日以降に執行決議をした設計業務に適用されます。